

TC フォーラム

税務行政の現状と民主化の課題

—税務DXの動きを踏まえて—

2023年11月7日

税理士 岡田 俊明

(東京税財政研究センター理事長)

もくじ

- 1 税務行政機関の概観
 - 1 大まかな全体像
 - 2 税務行政機関の規模の大きさ
 - 3 人的環境の急変
 - 4 国税庁への外的圧力
- 2 行政のデジタル化の動向
- 3 税務行政の DX
- 4 デジタル改革と税務環境の変化
 - 1 銀行口座の紐付け
 - 2 金融機関が意思確認
 - 3 マイナンバーの利用拡大
 - 4 預金情報管理制度とリンク
- 5 電子帳簿保存法改正の影響
- 6 納税環境の急変～調査手続の後退
 - 1 税務調査手続の修正
 - 2 証拠書類のない簿外経費の必要経費不算入・損金不算入措置
 - 3 加算税制度の「厳罰」化
- 7 総務庁行政監察とその後
- 8 国税庁の税務調査方針
 - 1 コロナ対応
 - 2 調査事務の基本
 - 3 調査の重点
 - 4 消費税還付調査
 - 5 DX 見据えた調査等の取組
- 9 税務行政民主化の課題

1 税務行政機関の概観

1 おおまかな全体像

国税庁は、1949（昭和 24）年に大蔵省の外局として編成され、税制の企画立案と分離して、庁一局(12)一署(524)の三層構造の下、税の執行に専念する機関とされた。

シャープ勧告を経て申告納税制度の下で納税者・国民との相克を越えて、比較的安定した行政運営を確保してきたといえる。しかし、その内情は労働組合の弾圧、時を同じくして民主商工会などの納税者団体との敵対的抑圧方針が採用され、矛盾を内包したまま今日に至っていることを見落とすことはできない。

もともと、税法の執行という点では、質問検査権をめぐる問題に集約されるように納税者の権利をめぐるは一定の前進が認められ、その立法的解決が納税者権利憲章制定の運動という形を伴って、現代的課題となっていることをあらためて理解することが重要と思われる。

2 税務行政機関の規模の大きさ

国税庁も御多分に漏れず、定員削減の荒波を被っている。5万7千人をピークに職員数は下降線をたどっている。2023年3月末現在の定員は、5万5,985人である。減少したとはいえ、その規模は日本の大企業に比肩する人員を要する。例えば、日本最大企業であるトヨタ自動車の従業員数は7万1,373人、以下パナソニック5万9,006人、デンソー4万6,272人と続くが、従業員数1万人以上は43社である（いずれも2021年3月決算法人）。

この組織が、国民・納税者に対してのわけで、どういう立場で税務行政を進めるかでその評価も異なることになる。

3 人的環境の急変

税務職員の平均年齢は、42.0歳である（2023年1月15日現在）。その平均経験年数は40.6年である（10年前の2013年は、43.3歳、22.4年であった）。現在、職員の約4割がこの10年間に採用になった職員が占めており、若返りが進行している。

このことが、職員訓練の必要度を増し、納税者とのコミュニケーション不足が課題となっている。税務調査においても、この点がある時は強制的な言動を伴うような問題を惹起している。

4 国税庁への外的圧力

これまで、国税庁は対外的には、3大環境変化を強調しそれへの対応の強化を公言してきた。すなわち、経済社会の広域化、国際化、そして高度情報化である。称して3Kと呼んできた。また、訴訟社会到来(?)を念頭に、審理部門を強化する必要を強調している。これらは社会変化の重要であるが一つの側面である。それらへの対応が国税庁の業務全体の中で主要な側面かはなお検討が必要である。

国税庁への対外的圧力は、次の側面からも加わっている。

例えば、IT政府構想であり、最適化計画である。前者はe-Taxの普及という形で2010年に50%達成という課題に振り回されている。後者は、コンピュータシステムの近代化を契機に行政事務の合理化策として各省庁が推進を義務づけられている施策である。これが今日では、税務DXとして、デジタル庁発足下で当面、2026(令和8)年度中の“KSK2”への全面リニューアルが進行中である。

これらの外部要因が、国税組織の「内部事務一元化」として表面化し、現在では内部事務を切り出したの「センター化」が実施に移されつつある。税務署のレベルで言えば、内部要員の削減というリストラの推進である。より正確に言えば、アウトソーシングとセットで推進されるので正規職員の削減圧力である。このような諸要因の下で、国税庁は選択を迫られていることになる。

ただし、納税者サイドからの圧力は、その大きさについては検討の余地があるが、今のところ、国税庁は慇懃無礼な態度に終始していると言えよう。とはいえ、実際には、ジワリとその圧力は効いているものと思われる。

2 行政のデジタル化の動向

2021年9月1日にデジタル庁が発足したが、同庁の業務は以下の内容を守備範囲とする。

政府のデジタル・ガバメント実行計画は、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善」を掲げている。その上で、国税の情報システムについては、「現状、KSKシステムを中心に以下の課題を抱えている」(2020年12月25日閣議決定)として、①納税者から提出される申告書等が書面中心であった開発当初の事務運営を前提に情報システムを整備しており、政府方針であるデジタル技術の特性を活用した事務の実現に柔軟な対応ができないこと。②開発当初、所得税や法人税といった税目別にデータベースやアプリケーションを構築したため、データや機能が重複する等しているところ、その後の制度改正等に

より情報システムが複雑化かつ肥大化していること。③課税や債権管理などの根幹はいまだにメインフレーム中心の構造であり、市場に流通する最新技術の導入が困難な状況にあること」としている。その解決のために、「『納税者の利便性の向上』と『課税・徴収の効率化・高度化』の実現を目指す」としている。

3 税務行政のDX

本年6月23日に国税庁から、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像 2023ー」が公表された。これは国税庁のDX（デジタル・トランスフォーメーション）の基本計画の最新版になる。

とくに、「税務行政の将来像」が描く調査・徴収をどのように変えようとしているのかをみておきたい。

2021年6月の「将来像 2.0」では、税務調査に関して、「調査の必要性が高い大口・悪質な不正計算が想定される事案を的確に選定する観点から、過去の接触事績や資料情報の体系的なチェックに加え、統計分析の手法を活用することにより、納税者ごとの調査必要度の判定を精緻化するとともに、最適な接触方法や調査が必要な項目についても、システム上に的確に提示されるようになることが望ましいと考えています。それにより、これまで以上に、大口・悪質な事案に対して重点的かつ深度ある調査を行っていきます」としている。また、「実地の調査においては、調査担当者が調査現場において、セキュリティ対策を十分に施したモバイル端末を活用し、調査に必要な資料情報等の各種データや法令・通達等を検索・閲覧することにより、調査を効率的・効果的に進めることが可能になると考えられ、現在、そのための試行を部分的に行っている」としていた。

DX 将来像 2023 では、3つの柱として、①納税者の利便性の向上日常使い慣れたデジタルツール（スマートフォン、タブレット、パソコン等）から簡単・便利に手続を行うことができる環境の構築、②課税・徴収事務の効率化・高度化等業務に当たってデータを積極的に活用。地方公共団体等、他の機関への照会等のデジタル化、そして新たに、③事業者のデジタル化促進事業者の業務のデジタル化を促す施策を実施、事業者の生産性の向上等を図る、を掲げている。

具体的には、「将来像 2.0」は、データ活用について、「これまでの申告内容や調査事績、法定・法定外資料等の情報のほか、民間情報機関や外国政府から入手する情報など、膨大な情報リソースを、BA ツール等を用いて、加工・分析を行い有機的なつながりやデータ間の関連性を把握することにより、高リスク対象を抽出。調査選定等の事務を効率化・高度化」を図るともいう。ここでいう「BA ツール」とは何か。情報システム等に蓄積される膨大な業務データを利用者が自

らの必要に応じて分析・加工し、業務や意思決定に活用することを BI（ビジネスインテリジェンス）と呼ぶが、ビジネスアナリティクス（BA）はその BI における過去の分析結果をベースにデータ・マイニング（DM；大量のデータを統計学や人工知能などの分析手法を駆使して「知識」を見出すための技術）などによって多変数で解析し、未来の予測を行うものとされる。

「将来像 2023」は、これに、「外国税務当局との情報交換により得られるデータの活用」（共通報告基準（CRS）に基づく非居住者の金融口座情報等、外国税務当局との情報交換により得られるデータの積極的な活用等）等の取組みが新たに追加されている。

さらに追加されたのが、「事業者のデジタル化促進」である。税務手続のデジタル化と併せて事業者のビジネスプロセス全体のデジタル化を促し、ひいては社会全体の DX 推進に貢献していくという内容になっており、政府全体で進めている DX 推進政策の取組みの一つと位置付けられている。

4 デジタル改革と税務環境の変化

1 銀行口座の紐付け

デジタル法改正関連 5 法のうちの一つ、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」において、金融機関が預貯金に対し、口座紐付けの意思確認をすることを義務化し、他の金融機関の口座も紐付けを希望すれば 1 回の申請で、他の金融機関の口座にマイナンバーを紐付けすることができることとされた。

2 金融機関が意思確認

マイナンバーと口座情報を紐づけにする方法は、①預貯金者自身が、金融機関に対してすべての口座のマイナンバー管理の希望を申し出る、②預貯金口座開設など窓口で取引を行う場合に、金融機関が預貯金者にマイナンバーによる口座管理を希望するかを確認し預貯金者が承諾する、の二通りが用意されている。この「申出」または「承諾」があると、金融機関は預貯金者に対してマイナンバーの提供を求めることができることになるのであるが、この②においては、金融機関に預貯金者の意思確認を義務付ける。

3 マイナンバーの利用拡大

マイナンバーの利用実績については、会計検査院が調査した。2019 年時点で約 6 億 4,700 万件の利用を想定していたが、実績は 3,600 万件だった。分野別

では年金・医療が 1.9%、福祉が 4.2%で、災害対策では全く活用されていなかった（10/22 現在のカード交付状況は、9,845 万人、人口比 78.4%）。

しかし、2018 年 1 月から銀行口座情報とマイナンバーの紐付けが行われており、口座開設時に紐付けの案内を行うかどうかは金融機関の判断に委ねられていて、それほど普及が進んでいないようではある。

災害時においては、災害救助法適用区域に居住していた預貯金者が口座のある金融機関名を提示すれば、店舗名や口座番号についての情報提供が受けられることが予定されている（同法は一部未施行）。

4 預金情報管理制度とリンク

マイナンバーにより預貯金口座が特定されることになれば、行政機関がマイナンバーを、給与の支払調書作成時、生活保護決定時、払戻し停止などの預金保護時、その他政令の規定に基づく手続きにおいて利用することができるようになるとしている。

そこで、税務調査にはどう対応することになるのかだが、預貯金口座管理法 9 条 2 項により、2015（平成 27）年 9 月 3 日成立の番号法等の改正に伴って創設された「金融機関における預貯金情報の管理制度」の根拠規定（27 年番号法等改正法附則 14 条で地方税法改正、附則 17 条で国税通則法を改正）を指し示す。これにより、金融機関等は、預貯金者等情報をその預貯金者等の番号（マイナンバーおよび法人番号）により検索することができる状態で管理しなければならないこととされた。

対象となる預金情報は、預貯金者等の氏名（名称）及び住所（居所）のほか、顧客番号、預貯金等の口座番号、口座開設日、種目、元本の額、利率、預入日、満期日とされている（国税通則法施行規則 11 の 4）。具体的には、その預貯金者等情報のデータベースにおいて、各預貯金等のレコード（データの単位）ごとに、その預貯金者等の「番号」を記録（表示）することとされている（国税通則法施行令 30 の 6）。

なお、預貯金照会サービスとして、すでに NTT データ社の pipitLINQ（ピピットリンク）、および SocioFuture 社の DAIS（ダイス）が稼働していて、国税庁が契約済みである。反面調査のあり方として、従来の行政機関と金融機関の慣行を無視したシステム運用が始まっており、納税者の権利侵害、預金者の保護が蔑ろにされている。

5 電子帳簿保存法改正の影響

そもそも、帳簿書類の保存義務は、法人税法、所得税法、消費税法や地方税法などに規定されており、紙で作成した帳簿および紙で作成・受領した書類が保存の対象とされている。電子帳簿保存法は、所得税法と法人税法の特別法である。問題は、今回の電帳法改正で、電子取引を行っている場合の電子データの電子保存が義務化される点である（本年12月31日まで宥恕期間）。

そして、もともと国税通則法74条の2の「提示提出要求」が電磁的記録の場合どう機能するかが問題になりえたのであるが、改正電子帳簿保存法施行規則が、「当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をする場所に当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと」（同規則2条3項2号）、「国税に関する法律の規定による当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしておくこと」（同条3項3号）の規定を置いたことで注目されることになった。提示提出要求は、電子データに関しては「ダウンロード求め」であり、税務調査対応としては、小規模事業者ほど紙かデータかの書類保存方法の決定判断は難しくなる。

加えて、本年度税制改正に際して電帳法施行規則の改正が行われた（同規則4条3項）が、これは、新たな「宥恕措置」の創設を意味する。来年1月1日以降もその全ての要件を満たす場合は、電子取引の電子保存義務化が猶予されることになる。つまり、紙保存に道が開かれるのであるが、問題は、「ダウンロードの求めに応じられる状態で電磁的記録の保存等を行い、かつ、実際にそのダウンロードの求めがあった場合には、その求めに応じることをいうのであり、『その要求に応じること』とは、当該職員の求めの全てに応じた場合をいうのであって、その求めに一部でも応じない場合はこれらの規定の適用（電子帳簿等保存制度の適用・検索機能の確保の要件の緩和）は受けられない」（電帳法通達7-7）点には十分に注意しておきたい。

また、小規模事業者の検索要件はすべて不要とされたが、ダウンロードの求めに応じるためには索引簿なしで可能ということの意味するのか。結局のところ、税務当局にとって調査しやすい環境づくりになりそうである。

6 納税環境の急変～調査手続の後退

近年の税制改正において、「納税環境の整備」の名目で納税者を巡る環境が急変しつつある点を重視したい。

1 税務調査手続の修正

▼事前通知しない調査……事前通知の例外として、「事前通知を要しない場合」についての規定がおかれている（同法 74 条の 10）。いわゆる「無予告調査」を可能とするのであるが、その要件は当然であるが限定的である。①納税義務者の申告もしくは過去の調査結果の内容、②その事業内容に関する情報、③国税庁等が保有する情報に「鑑み」、①違法または不当な行為を容易にし、②正確な課税標準等または税額の把握を困難にするおそれ、③国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると「認める場合」である。その判断をするのは「税務署長等」とされ、国税庁長官、国税局長もしくは税務署長または税関長である（同法 74 条の 9 第 1 項）。この「判断」については、行政実務上、どうも制約的に機能していない。

▼再調査対象の拡大……平成 27 年改正で、再調査禁止の範囲が狭められた。「調査」についてかっこ書きで、「実地の調査に限る」との規定が挿入され、前回調査が「実地調査以外の調査」である場合、すなわち机上調査については「新たな情報」がなくても再調査可能とされた。もともと、再更正は可能とされていた（同法 26 条）ものの、この改正を抜け道に再調査が行われてはならない。

▼事前通知から「調査通知」の分離……過少申告加算税等に関する規定についての平成 28 年改正により、「調査による更正を予知しないでされた修正申告書等の提出等」（同法 65 条 5 項、66 条 6 項、67 条 2 項、68 条 2 項）があった場合について、従前は加算税を賦課できなかったものを、加算税の割合を低い水準で賦課できる道が開かれている（例えば、過少申告加算税では 10%を 5%に）。これは、事前通知に例外を設けるものであり、その 11 項目の通知事項のうち、①調査を行う旨、②調査対象税目、③調査対象期間の 3 項目のみの通知で足りるとされた（「調査通知」）。調査開始前の修正申告書等の提出を制限しようとするものである。

▼税務代理人がある場合の調査……「税務代理権限証書」（税理士法施行規則 15 条）に「調査の事前通知は税務代理人に対してすれば足りる旨の記載」があれば、調査対象納税義務者には行わなくてもよいとされた（国税通則法施行規則 11 条の 3 第 1 項）。平成 26 年に改正されたものだが、これも事前通知の例外規定で

ある。納税者の利便向上と説明されるが、事前通知を納税者の権利と理解すれば、この評価には問題がある。翌平成 27 年には、複数の税務代理人がある場合にはその代表に対してだけ事前通知すれば足りると改正された（同法 74 条の 9 第 6 項）。税務代理人とは、税理士・税理士法人、通知弁護士・通知弁護士法人である（同法 74 条の 9 第 3 項 2 号）。

2 証拠書類のない簿外経費の必要経費不算入・損金不算入措置

本年度税制改正法案において、所得税法と法人税法にそれぞれ以下の改正が盛り込まれていた（所得税法 45 条 3 項新設、法人税法 55 条 3 項新設）。

所得税法の改正案についてみると、その適用対象は、不動産所得者、事業所得者、山林所得者、そして「雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が 300 万円を超えるもの」である。雑所得については、シェアリングエコノミーとされる給与所得者が兼業または副業としてその経済活動を行うケースを念頭に、簡便な所得計算を行って確定申告ができるようにするためとして、「雑所得を生ずべき業務」の κατηγοリーを設け、現金主義による所得計算、収支内訳書添付義務等が法定された（令和 2 年度改正、4 年分以降適用）。その対象が「前々年分のその業務に係る収入金額が 300 万円以下」とされたことを踏まえている。

「仮装隠蔽行為」による申告・無申告に対してだとしても、売上原価や必要経費を否認できるということになる。かなり乱暴な扱いである。というのは、所得計算においては実額計算が原則であって、実額計算ができない場合にやむを得ず許される補完的な計算方法である推計課税（所得税法 156 条）の場合でも、売上原価や必要経費が否定されることはないからである。

改正法には、ただし書きがあって、「次に掲げる場合に該当する当該売上原価の額又は費用の額については、この限りでない」とある。すなわち、この例外として、帳簿書類等からその取引が行われたことおよび金額が明らかである場合、または帳簿書類等から取引の存在が明らかまたは推測される場合であって、取引の相手方への税務署長の「調査その他の方法により」取引の存在と金額を認める場合にだけ必要経費に算入できるとしている。

ということは、帳簿書類等だけからでは取引金額が明らかでなかったり、税務調査等により取引の存在と金額が認められなかったりしたものは、納税者がその支出について立証はもとより主張することすらできなくなることを意味する。従来、所得についての立証責任は課税庁にあるとされてきた。最高裁も、「所得の存在及びその金額について決定庁が立証責任を負うことはいうまでもない」（昭和 38 年 3 月 3 日最高裁判決）としている。しかし、改正法案は、「必要経費に算入しない」とし、同様に、改正法人税法では、「その内国法人の各事

業年度の所得の計算上、損金の額に算入しない」(法人税法 55 条 3 項新設)としていて、課税庁に課せられた立証責任を免じ、納税者側の反証の余地を法律で封じ込めるものとなる。

隠蔽仮装行為があったとされると、重加算税が賦課されるだけでなく、立証責任を納税者に転換することによって必要経費・損金算入を否認することができるとなると、行政制裁を重ねることで、納税者に過重な制裁を課すことになる。それは、新たな行政制裁立法であり、納税者の権利を著しく侵害することになる。

3 加算税制度の「厳罰」化

事前通知後実地調査が実施されるまでの間に修正申告を提出した場合、従来は、自主的・自発的な修正申告に対しては加算税不適用とされてきたが、「調査通知」(事前通知 11 項目のうち、調査を行う旨、調査対象税目、対象期間の 3 項目の通知)がなされた後に修正申告の提出があった場合は、5%の加算税が課される。もともと、申告納税制度普及を図るために自発的な修正申告書提出を奨励する観点から調査実施前の修正申告書提出は課税しないこととされていたものだが、調査前であっても「調査通知」行為をはさんで課税をしようとするものである。

加算税制度はさらに複雑化している。

2012(平成 24)年に国外財産調書制度が創設され、過少申告加算税の特例が盛り込まれた。国外財産に係る所得税・相続税に申告漏れや無申告が生じた場合に、提出された国外財産調書に申告漏れ等に係る国外財産の記載があるときは、加算税を 5%減額する。一方、所得税について申告漏れ等がある場合に、その年分の国外財産調書の提出がないときまたは国外財産調書に当該申告漏れ等に係る国外財産の記載がない(記載不備を含む)ときは、加算税額を 5%加算するとされた。2015(平成 27)年創設の財産債務調書制度についても、同様の特例が設けられている。

さらに、一昨年度の電子帳簿保存法改正が行われ、新たに「優良な電子帳簿」が設けられ、電子帳簿に記録された事項に関し、修正申告書の提出、更正があった場合でも、その申告漏れについて課される過少申告加算税を軽減する制度が設けられた(電子帳簿保存法 8 条 4 項)。同時に、“スキャナ保存による電子データ”または“電子取引の取引情報に係る電子データ”に記録された事項に関し、修正申告等があり、重加算税が課される場合に、10%加算する改正も行われている(同法 8 条 5 項)。

そして、昨年度税制改正では、「帳簿の提出がない場合等の過少申告加算税

等の加重措置の整備」として、「一定の帳簿に記載すべき事項」に関し、所得税・法人税または消費税について修正申告書・期限後申告の提出、更正・決定が「あった時前に」、税務調査において「当該帳簿の提示又は提出を求められ」、「かつ」、①「売上金額若しくは業務に係る収入金額の記載が著しく不十分である場合」か、②「売上金額又は業務に係る収入金額の記載が不十分である場合」、加算税の割合を、①は10%、②は5%加算することとされた（国税通則法65条・66条）。

いずれもが、税務調査との関係で厳しい環境となっている。加算税制度を理解することもまた、税務調査対応としては重要なスキルということになる。

7 総務庁行政監察とその後

2000（平成12）年11月、総務庁（当時）は、国税庁緒に対して行政監察を実施し、勧告を行った。行政機関内部の監察であるが、興味深い内容が示されていた。まず、その内容を要約しておきたい。

1 適正かつ公平な課税の実現

- ・ 適正な申告に必要な法令の解釈や適用の指針のできる限りの通達明定
- ・ 国税局の法令解釈・適用に関する文書の優先度に応じた本庁での把握・点検
- ・ 質疑応答及び裁決の内容の公表の拡充
- ・ 「情報」「事務連絡」等納税者に有用な情報の公表
- ・ 修正申告懲憑の取扱いの明確化、法的効果の告知、重加算税等賦課基準の公表

2 適正・公平な事務運営

- ・ 税務調査の方法の指示等についての明確化・適正化
- ・ 推計課税での処理の方法の統一等を行い、職員研修を充実

3 納税者の申告手続の負担軽減及び利便の向上

- ・ 申告の際の添付書類等の統一化、簡素化
- ・ 事前通知、調査結果通知及び相続税に係る更正処分の理由記載の実施拡大、税務調査終了の明確な通知
- ・ 納税相談等の地方公共団体からの一層の協力
- ・ 通達改正の迅速化、送付書類の可能な範囲での統一、相続財産の評価のための書類の記載内容の充実

この勧告に対して国税庁は、翌年5月10日に総務庁に回答しその内容を公表している。一定の改善策を実施したが、民主党政権下の2011（平成23）年12月の国税通則法改正により、調査手続きの法制化で日の目を見た項目もある。しかし、この改正では当初法案が修正されており、納税者権利憲章の制定も見送られている。

この監察による指摘は、今日においてもなお改善すべき項目が含まれる。納税者の権利の明確化と拡充のためには、さらなる課題の明確化が必須である。

8 国税庁の税務調査方針

国税庁の税務調査に関する当面の方針は、以下のようなものである。

1 コロナ対応

「調査通知又は事前通知を行った際に、納税者等から調査の実施時期・実施場所・実施方法等に関する申出があった場合には、申出内容を丁寧に聴取し、柔軟に対応」（国税庁の取組方針における留意事項）としてきたが、コロナ5類分類以降、国税庁は実地調査件数の回復に躍起になっている。

2 調査事務の基本

「大口・悪質な納税者に対する調査に重点的に事務量を投下し、中低階級の納税者等に対しては、調査のほか、簡易な接触（実地調査以外の調査や行政指導等）を積極的に活用するなど、限られた人的資源等をバランスよく配分し、関係部署間との緊密な連携・協調の下、事案に応じた適切な接触態様の選択、調査体制の編成、的確な進行管理等に努める。」（21/8/5 東京局特官会議）

3 調査の重点

「消費税の適正課税の確保、国際化及び富裕層への対応、無申告への対応並びにシェアリングエコノミー等新分野の経済活動への対応を課税部重点課題とし、署の実情に応じて、事務量を優先的に投下する。」（同上）

4 消費税還付調査

消費税還付申告の100%チェックと実地調査

5 DX 見据えた調査等の取組

「調査の実施に当たっては、臨場・対面の回数や時間を最小限とする「臨場・対面抑制型調査」を推進するとともに、調査へのデジタル技術の活用を通じて、新しい調査の形を模索しつつ、調査の質や効率を落とさないための工夫・ノウハウの蓄積にも努めてきたところ。また、国税組織が保有するデータを効果的・効率的に活用することにより、調査事務の高度化にも積極的に取り組んできた」(21/5/21 全国国税局調査査察部長会議)。「税務行政のデジタルトランスフォーメーションを推進するに当たり、リモート調査や情報収集・データ活用の高度化など調査事務関係の施策について、実施に向けた検討を進めていく必要がある。」(21/5/31 全国国税局課税部長会議)

調査対象のコンピュータ (AI 搭載) 選定の本格的実施。

9 税務行政民主化の課題

最後に、税務行政の民主的改革のための課題を大括りに列挙しておく。

- 1 納税者権利保護法制定 (国税通則法及び国税徴収法の抜本改正)、行政手続法の税務手続への全面適用
- 2 調査手続の一層の明確化・法制化 (①文書による事前通知、終了通知、②調査理由の開示、③反面調査の制限と手続きの明確化、④「納税者権利憲章」の納税者への交付、⑤調査期間の制限と再調査の禁止、⑥調査実施時間の制限、⑦実地調査における私室立入り・私物検査の制限、⑧科学的で民主的な調査手法の確立、⑨民主的職業倫理と職員研修の保障、⑩ノルマ主義による職員への人事管理の禁止、職員の労働基本権の保障)、そして、事後救済手続きの再検討
- 3 国税庁「税務運営方針」の今日的見直し (誠実性推定原則)
- 4 通達行政の見直し (Q&A、一問一答形式によるルール細分化の見直し)
- 5 税務調査時の代理人の助力を受ける権利の保障
- 6 納税者のプライバシーの尊重と秘密保持の保障
- 7 納税者が必要とする情報の提供、情報公開
- 8 小規模事業者に対する支援制度の確立
- 9 税理士制度の民主的改革、独立性の確保、業務の「無償独占」の再検討
- 10 「納税者支援調整官」制度の改組とオンブズマン制度の導入
- 11 「税務行政監視委員会」の設置と国会への定期的報告・公表義務
- 12 税務行政及び組織再編への国民参加の保障
- 13 …… (以下、書き加えていただきたい。)